

兵庫県稲美町農業委員会
令和 7 年 6 月 定例会 会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 6 月 2 5 日（水） 1 3 時 3 0 分～ 1 4 時 5 0 分
- 2 場 所 稲美町役場 本館 3 階 3 0 3 会議室
- 3 議 事
報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（2 件）
報告第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（1 件）
報告第 6 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その
他事務の実施状況の公表」⇒承認
議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
⇒許可（4 件）
議案第 14 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1 件）
議案第 15 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（3 件）、継続審議（1 件）
- 4 出席委員（1 4 名）
1 番・上田尚秋 2 番・山田和美 3 番・坂元三郎 4 番・上田眞由美
5 番・井澤 守 6 番・山口 透 7 番・前田和毅 8 番・坂本英正
9 番・長谷川高義 10 番・赤松聖美 11 番・魚住龍平 12 番・松井義輝
13 番・船岡重夫 14 番・田中 茂
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
農業委員会事務局：局長 畠 邦彦 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
5 番・井澤 守 委員 6 番・山口 透 委員
- 8 議 事

事務局： ただいまから令和 7 年 6 月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会 坂本会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第 4 条には「会長は会議の議長となり議事を運営する」との規定がございますので、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第 6 条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、稲美町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、本日の会議の議事録署名委員を議長から指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、5 番・井澤守 委員、6 番・山口透 委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第 4 号～第 6 号及び議案第 13 号～第 15 号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は 2 件です。

「番号 1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号 1」

所 在：稲美町六分一字相ノ山（新野呂池北西方）

地 目：田（現況 宅地）

面 積：1 1 0 m²

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：申請地は、昭和50年ごろ造成し、住宅敷地および庭として今日まで使用。

※ 始末書添付

専決処理：令和7年5月27日

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

9番・長谷川委員：始末書はどのような内容ですか。

事務局：始末書を朗読して内容を説明。

議長：他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、一般個人住宅への転用で、稲美町農業委員会として令和7年5月27日付けで受理通知書を交付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町六分一字相ノ山（新野呂池北西方）

地目：田（現況宅地）

面積：16㎡

転用目的：水路

土地利用計画：申請地は、平成5年ごろに周辺が宅地開発された際、生活用水路として引かれ、今日まで使用。

※ 始末書添付

専決処理：令和7年5月27日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、水路への転用で、稲美町農業委員会として令和7年5月27日付けで受理通知書を交付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第5号「農地法第5条第1項の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡4丁目（城ノ池西方、土地区画整理区域内）

地目：田

面 積：202㎡

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住者

転用目的：住宅用地

土地利用計画： 整地し、住宅1戸を建築する。雨水は西側道路側溝へ放流、汚水は西側道路に埋設の公共下水に接続。

専決処理：令和7年5月28日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和7年5月28日付けで受理通知書を交付しておりますので、ご了承願います。

議 長： それでは、報告第6号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 説明いたします。

稲美町農業委員会の令和6年度の農地利用の最適化の推進状況と事務の実施状況を公表するものです。3ページ「Ⅰ 農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）」は、昨年に定めました『令和6年度最適化活動の目標と設定等』別紙様式1からの転記でございますので、説明は割愛させていただきます。

4ページからの「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の各項目の「現状及び課題」、「目標」につきましても、同じく『令和6年度最適化活動の目標と設定等』別紙様式1からの転記でございます。

4ページ中ほどの「③実績」、5ページ中ほどの「③実績」「④その他」、6ページ一番上「③実績」、下の「②実績」、7ページ中ほどの「②実績」が実施状況となります。

7ページ中ほど下よりの「目標の達成状況の評語」につきましては、農業委員会の実績を「別表 目標の達成状況の評語の適用方法」により点数に換算し、合計点数に該当する評語を記載しております。

7ページ下【推進委員等の点検・評価結果】は、農業委員・最適化推進委員お一人おひとりの活動記録をもとに、同じく「別表」により点数に換算し、合計点数に該当する評語となった委員の人数を記載しております。

8ページは、事務の実施状況を記載しております。

定例会後は、ホームページ等で公表いたします。

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に、ご意見、ご質問がなければ、これで公表しますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は4件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字三軒屋西（三軒屋池西方）

地 目：畑

面 積：300㎡

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元兼業農業者

農機具：トラクター・草刈機・軽トラック

栽培作物：野菜

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は福田委員です。申請地は、野菜が作付けされ適正に管理されている問題のない農地で、譲受人は所有農地の管理ができています。問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和7年6月20日13時30分～16時30分までの間、5番・井澤守農地担当副会長、4番・上田眞由美委員、10番・赤松聖美委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。担当委員から調査結果を報告願います。

4番・上田眞委員： 申請地は、野菜が作付けされていました。また、申請地の一部には小屋があり、内部を確認すると農具、農業資材が保管されており、農業用倉庫として利用されているため問題はありません。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町加古字八軒屋西（稲美北中学校南方）

地 目：田

面 積：577 m²

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元兼業農業者（当該申請地の利用集積での借受者）

農機具：田植機・トラクター・草刈機

栽培作物：水稻

議 長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地は、水稻が作付けされ適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議 長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・上田眞委員： 申請地は、水稻が作付けされており、農地として問題はありません。また、申請地は譲受人が利用集積で借り受けしていた農地ですので、今後も引き続き適正に管理がなされると見込まれます。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町印南字川北（長法池南西方）

地 目：田（現況 畑・三連棟のハウス）

面 積：1,976 m²

権利の種類：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町外在住の農業者（認定新規就農者、利用集積での借受者）

農機具：軽バン・草刈機

栽培作物：ミニトマト

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は数馬委員です。申請地に設置されたハウス内ではミニトマトが栽培されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

10番・赤松委員： 申請地は、ハウス内でミニトマトが作付けされており、農地として問題はありません。また、申請地は譲受人が利用集積で借り受けしていた農地ですので、引き続き適正に管理がなされると見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町印南字上場	田	2, 150 m ²
上場	田	990 m ²
上場	田	271 m ²
上場	畑	2, 165 m ²
上場	畑	494 m ²
上場	畑	573 m ²
上場	畑	826 m ²
上場	雑種地	
	(現況：畑)	43 m ²
上場	田	630 m ²
上場	田	373 m ²
上場	田	1, 066 m ²
上場	田	3, 597 m ²
野谷字南岡	田	1, 162 m ²
南岡	田	1, 808 m ²
(印南北池東方) 14筆	合計	16, 148 m ²

権利の種類：所有権

譲渡人：町内所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター・コンバイン・田植機

栽培作物：水稻・野菜・果樹

議長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 印南の地元最適化推進委員は中岡委員です。申請地は、水稻が作付けされ適正に管理されている農地と一部の農地については草が伸びている状態との報告をいただいています。

野谷の地元最適化推進委員は大村委員です。申請地は、スイートコーンと水稻がそれぞれ作付けされ適正に管理されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・井澤委員： 申請地のうち、譲受人が利用集積で借り受けていた農地は引き続き適正に管理がなされると見込まれます。譲受人からの聞き取りによると、草が伸びている状態の農地については、農地取得後に草刈や果樹栽培等を計画されており、今後適正な管理が期待されます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町印南字中場（若宮神社東方）

地 目：山林（現況 田）

面 積：307㎡

申請人：氷菓の製造販売業者（法人）

転用目的：店舗（アイスクリーム等氷菓の販売）

土地利用計画： 盛土造成し、店舗1戸を建築する。北側の町道から駐車場を経由して出入り。建物西側に側溝を設置し、雨水は西側の水路へ放流、汚水は東側道路に埋設の集落排水に接続。

※ 都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請書受付済み

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は中岡委員です。申請地は、申請人が営むアイスクリーム製造所に隣接しており、農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・上田眞委員： 申請地は、申請人が営むアイスクリーム製造所に隣接しており、転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

9番・長谷川委員： 水利委員会の排水同意はありますか。

事務局： 水利委員会の同意書が添付されています。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は4件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町野谷字南岡（印南北池北方）

地 目：田

面 積：445㎡

権利の種類：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住者（譲渡人の息子）

転用目的：分家住宅

土地利用計画： 盛土造成し、住宅1戸建築する。床版（しょうばん）を設置し出入りは南側から。北側に擁壁、U字溝を設置し、雨水は北側の水路へ放流、汚水は南側道路に埋設の集落排水に接続。

※ 都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請書受付済み

※ 令和4年7月、農振・農用地から除外

※ 住宅敷地への進入路を使用目的とした公有土地水面使用許可済（令和7年6月17日付け）

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大村委員です。申請地は、東側は農地、西側は住宅の進入路、南側は水路をはさんで町道、北側は畑に面しています。農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

10番・赤松委員： 申請地は、田として使われています。雨水は北側の水路へ放流、汚水は南側道路に埋設の集落排水に接続されますので、転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり、転用及び使用貸借権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町岡字内ヶ池上（内ヶ池北東方）

地 目：田

面 積：498㎡

権利の種類：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住者（譲渡人の息子）

転用目的：分家住宅

土地利用計画：盛土造成し、住宅1戸を建築する。出入りは北側から。雨水は東、南側の水路へ放流、汚水は北側道路に埋設の公共下水本管に接続。

※ 都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請書受付済み

議長：「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は上田委員です。申請地は、北側は道路、東側及び南側は水路、西側は宅地に面しています。農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

10番・赤松委員：申請地は、少し草が目立つ状態の農地でした。雨水は東側と南側の既存の水路へ放流、汚水は北側道路に埋設の公共下水に接続されますので、転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり、転用及び使用貸借権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号3」

所在：稲美町中一色字宮ノ端（東播磨高校東方）

地目：畑（現況 雑種地）

面積：623㎡

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：上下水道工事業者

転用目的：露天資材置場兼駐車場

土地利用計画：西側道路高さまで造成し、砕石敷きとする。東、南側に擁壁を設置し、雨水は北西側に勾配をつけ、西側道路埋設の

排水管に流す。出入りは南西側から。

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。申請地は西側に道路、東側および南側は農地に面しています。農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・井澤委員： 申請地は、雨水は西側道路埋設の水路へ放流、転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

6番・山口委員： 隣接地への進入路は確保されていますか。

事務局： （図面を用いて進入路について説明）

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり、転用及び所有権の移転について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所在： 稲美町加古字上新田裏（加古大池西方）

地目： 田（現況 雑種地）

面積： 649 m²

権利の種類： 所有権

譲渡人： 町外在住の所有者

譲受人： 不動産・建設工事業者（法人）

転用目的： 露天資材置場兼駐車場

土地利用計画： 盛土整地し、砕石敷きとする。雨水は北東側に勾配をつけ、東側の排水路に流す。出入りは北東側から。

議長： しばらく休憩します。

【事務局： 中川課長補佐から補足説明】

議長： 休憩前に引き続き、「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地は、北側は住宅の進入路、東側は水路、南側は農地、西側は住宅に面しています。南側農地への雨水流入等に配慮が必要との報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5 番・井澤委員： 申請地は、雨水は西側道路埋設の水路へ放流、転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

9 番・長谷川委員： 出入りの際、申請地北側の隣接地の町有地を通ることになるが、町の許可はとってあるのか。

事務局： 通行の許可を出しているかは、担当課に問い合わせしないと回答できません。

1 番・上田委員： 隣接の住宅については許可が得られているか。

事務局： 転用許可がされているので違法建築ではありません。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号 4」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

9 番・長谷川委員： この案件は継続審議にして、町有地の通行許可が出ているかを調査してから次月の定例会で採決してはどうか。

議長： それでは、「番号 4」は継続審議として、次月の定例会で採決することとしますので、それまでに事務局は隣接地の状況調査を行ってください。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和 7 年 6 月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和 7 年 6 月 25 日

議長 坂 本 英 正

委員 井 澤 守

委員 山 口 透